



平成31年2月15日 発行
第73巻 第2号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人 **岡山県労働基準協会**
 編集兼 井上 文雄 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 雄
1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費を含む)
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



満奇洞(新見市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

安全衛生12のポイント



**手洗い・うがいで
 感染症予防**

2月

2月 2月1日~3月18日
 サイバーセキュリティ月間

3月 3月1日~7日
 春季全国火災予防運動

目次

Feb. 2019

行政の動き

- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のために ... 2
- 働き方改革シンポジウムのご案内 2
- 「妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い」は ... 3
- 法律で禁止されています!
- 労働者死傷病報告の様式が改正されました 3
- 時間外労働の上限規制について 4

- 衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ ... 6
- 安全優良職長に厚生労働大臣顕彰状が授与される ... 8
- 優良事業場見学会を開催しました! 9
- 再受講料の改定について 9
- 雇入れ時等安全衛生教育のご案内 10

協会より

- 本日は晴天なり! 11
- 労働災害-災害事例・統計- 12

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のために

～パートタイム労働法は、有期雇用労働者も法の対象となり、「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります～

見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。

施行期日

2020年4月1日
(中小企業は2021年4月1日)

| <中小企業> | 資本金の額又は出資の総額or常時雇用する従業員の数 | |
|--------|---------------------------|--------|
| ①卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ②サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ③小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ④それ以外 | 3億円以下 | 300人以下 |

不合理な待遇差をなくすための規定の整備 ～パートタイム労働者・有期雇用労働者 編～

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一的に整備します^(※1)。

※1 派遣については派遣先との均等・均衡または労協定による待遇決定。詳しくは検索ワード「同一労働同一賃金特集ページ」

「均衡待遇規定」

①職務内容^(※2)、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

「均等待遇規定」

①職務内容^(※2)、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱いを禁止

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①均衡待遇規定の明確化

それぞれの待遇^(※3)ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。 ※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練 など

②均等待遇規定

新たに有期雇用労働者も対象となります。

③待遇ごとに判断することを明確化し、ガイドラインの策定などによって規定の解釈を示します。

▶検索ワード：「同一労働同一賃金ガイドライン」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

ご案内

働き方改革シンポジウム 働き方改革関連法 施行間近!!

2月22日 金曜日 13:00～16:00(定員200名)

2月27日 水曜日 13:30～16:00(定員200名)

会場:ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)

参加
無料

働き方改革関連法の内容や、助成制度について説明を行います。

当日15:00～17:00には岡山県働き方改革推進支援センターによる相談会を実施します。お気軽にご相談ください。

| 22日のみ | 「岡山働き方改革パイオニア企業」表彰式 |
|-------|---------------------------------------|
| 第1部 | 働き方改革トークセッション 「岡山働き方改革パイオニア企業」2社予定 |
| 第2部 | 説明 働き方改革関連法の概要他(岡山労働局) |

「岡山働き方パイオニア企業」とは

「働き方改革」を実践している企業の優れた取組事例を発信して、「働き方改革」の取組を広く普及させることを目的としておかやま働き方改革会議が決定した企業です。

この記事に関するお問い合わせは

岡山労働局雇用環境・均等室 指導係
TEL 086-225-2017

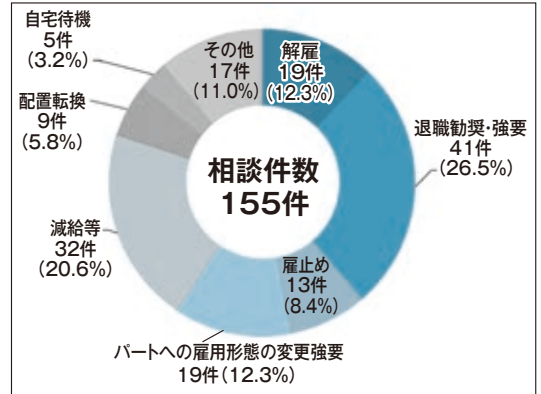
「妊娠した労働者の契約を更新しない」「妊娠したら役職から降りてもらう」など「妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い」は法律で禁止されています!

女性の活躍促進を拒む問題として、妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇や雇止めなどの不利益取扱いがありますが、これらは**男女雇用機会均等法並びに育児・介護休業法により禁止**されています。

平成29年度の妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は155件でした。不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が5割以上を占めています。これから3月から4月にかけて労働契約の更新の時期を迎える事業所も多いため、このような相談が増加するおそれがあります。

事業主の皆様におかれましては、法の趣旨をご理解いただき、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いを行わないよう適切な雇用管理をお願いいたします。

＜妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談内容の内訳＞



＜不利益取扱いの相談事例＞

労働者の相談より

・妊娠したことを報告したら、「休まれたら困る。次回の契約は更新しない。」と言われた。

事業主の相談より

- ・入社して間がない社員が妊娠した。人手が足りないから採用したのに、休まれたら困る。解雇してもよいか。
- ・つわりで遅刻や早退をする女性がいる。出勤率が悪く、当社の契約更新基準を満たさないで、雇い止めしたい。



☆問合せ先 岡山労働局雇用環境・均等室 電話086-225-2017

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(平成31年1月8日)

*平成31年1月8日、労働者死傷病報告(様式第23号)が改正されました。今後、労働基準監督署に提出する際は、被災者が外国人かどうかは問わず、新様式を提出していただく必要があります。

*今回の改正は、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災者が外国人である場合に「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を新たに設けたものです。

*新様式のダウンロードは、「岡山労働局」労働者死傷病報告」様式改正」で検索し、ご確認ください。

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号) 施行日:平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
 ※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域
 見本
 * 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格
 見本
 * 在留カードまたは旅券(パスポート)の上の「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合 在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を一つ、在留資格欄に記入してください。

| 特定活動の活動類型 | 特定活動(ワーキングホリデー) | 特定活動(造船分野) |
|-------------------|------------------|------------------|
| ・特定活動(ワーキングホリデー) | ・特定活動(造船分野) | ・特定活動(造船分野) |
| ・特定活動(EPA) | ・特定活動(外国人調理師) | ・特定活動(外国人調理師) |
| ・特定活動(高度学術研究活動) | ・特定活動(ビラル(若年学生)) | ・特定活動(ビラル(若年学生)) |
| ・特定活動(高度専門・技術活動) | ・特定活動(製造分野) | ・特定活動(製造分野) |
| ・特定活動(高度経営・管理活動) | ・特定活動(就職活動) | ・特定活動(就職活動) |
| ・特定活動(高度人材の就労配偶者) | ・特定活動(その他) | ・特定活動(その他) |
| ・特定活動(建設分野) | | |

★ 在留資格が「技能実習」の場合 在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など

働き方が変わります!

時間外労働の上限規制について

(大企業:2019年4月～、中小企業:2020年4月～)

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。

～以下に上限規制に関するQ&Aを紹介します～

Question 1

施行前（大企業は2019年3月31日まで、中小企業は2020年3月31日まで）と施行後（同年4月1日以後）にまたがる期間の36協定を締結している場合には、4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。

改正法の施行に当たっては、経過措置が設けられています。この経過措置によって、施行前と施行後に跨がる期間の36協定を締結している場合には、その協定の初日から1年間に限っては、その協定は有効となります。

したがって、4月1日開始の協定を締結し直す必要はなく、その協定の初日から1年経過後に新たに定める協定から、上限規制に対応していただくこととなります。

Question 2

中小企業は上限規制の適用が1年間猶予されますが、その間の36協定届は従来の様式で届け出てもよいのでしょうか。

適用が猶予される1年間については、従来の様式での届出でかまいません。なお、上限規制を遵守する内容で36協定を締結する場合には、新様式で届け出ていただいてもかまいません。

Question 3

上限規制の適用が1年間猶予される中小企業の範囲について、以下の場合はどのように判断されるのでしょうか。

①「常時使用する労働者」の数はどのように判断するのですか。

臨時的に雇い入れた労働者を除いた労働者数で判断します。なお、休業などの臨時的な欠員の人数については算入する必要があります。

パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に算入する必要があります。

②「常時使用する労働者数」を算定する際、出向労働者や派遣労働者はどのように取り扱えばよいですか。

労働契約関係のある労使間に算入します。在籍出向者の場合は出向元・出向先双方の労働者数に算入され、移籍出向者の場合は出向先のみ労働者数に算入されます。派遣労働者の場合は、労働契約関係は派遣元との間にありますので、派遣元の労働者数に算入します。

③中小企業に当たるか否かを判断する際に、個人事業主や医療法人など、資本金や出資金の概念がない場合はどうすればよいですか。

資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することとなります。

④中小企業に当たるか否かを判断する際に、グループ企業については、グループ単位で判断するのですか。

企業単位で判断します。

**Question
4**

中小企業や、上限規制の適用猶予事業・業務へ労働者を派遣する場合は、上限規制の適用はどのようになりますか。

労働者派遣法の規定により、派遣労働者に関する36協定は派遣元企業が締結・届出を行いますが、36協定で定めた上限を超えて労働させた場合には派遣先企業が法違反となります。

そのため、派遣先が大企業であれば2019年4月以降、派遣先が中小企業であれば2020年4月以降、派遣先の事業・業務が適用猶予事業・業務であれば2024年4月以降に、上限規制が適用されます。(派遣元が中小企業であっても、派遣先が大企業であれば、2019年4月以降に上限規制が適用されません。)

**Question
5**

「休日労働を含んで」というのはどういった意味でしょうか。休日労働は時間外労働とは別のものなのでしょうか。

労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別個のものとして取り扱います。
時間外労働・・・法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて労働した時間
休日労働・・・法定休日（1週1日又は4週4日）に労働した時間

今回の改正によって設けられた限度時間（月45時間・年360時間）はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれません。

一方で、今回の改正による、1か月の上限（月100時間未満）、2～6か月の上限（平均80時間以内）については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限であり、休日労働も含めた管理をする必要があります。

**Question
6**

時間外労働と休日労働の合計が、2～6か月間のいずれの平均でも月80時間以内とされていますが、この2～6か月は、36協定の対象期間となる1年間についてのみ計算すればよいのでしょうか。

時間外労働と休日労働の合計時間について2～6か月の平均で80時間以内とする規制については、36協定の対象期間にかかわらず計算する必要があります。

なお、上限規制が適用される前の36協定の対象期間については計算する必要はありません。

**Question
7**

長時間労働者に対する医師の面接指導が法律で定められていますが、その対象者の要件と、今回の時間外労働の上限規制とは計算方法が異なるのでしょうか。

時間外労働の上限規制は、労働基準法に定める法定労働時間を超える時間について上限を設けるものです。法定労働時間は、原則として1日8時間・1週40時間と決められていますが、変形労働時間制やフレックスタイム制を導入した場合には、原則とは異なる計算をすることとなります。

一方、労働安全衛生法に定める医師による面接指導の要件は、労働時間の状況が1週間当たり40時間を超える時間が80時間を超えた労働者で本人の申出があった場合となっており、これは変形労働時間制やフレックスタイム制を導入した場合でも変わりません。

(※研究開発業務に従事する労働者については、1週間当たり40時間を超える時間が100時間を超えた場合に、本人の申出の有無にかかわらず、医師の面接指導を受けさせる必要があります。)

**この記事に関するお問い合わせは、
岡山労働局労働基準部監督課まで(TEL 086-225-2015)**

第一種・第二種・特例第一種

衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ

一般社団法人岡山県労働基準協会

平成31年度衛生管理者免許試験受験準備講習を下記のとおり開催します。

免許をお持ちの方は、それぞれ次のような業種の事業場において衛生管理者として就くことができます。

第一種免許／すべての業種で衛生管理者とすることができます。

第二種免許／有害業務と関連の深い業種(※)以外で衛生管理者とすることができます。

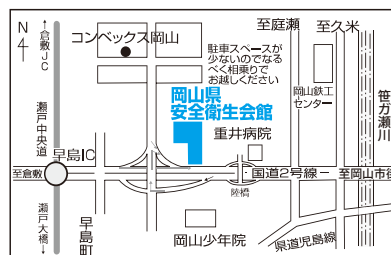
※「有害業務と関連の深い業種」とは、

農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業

記

| 1. 講習日 | 第1回 | 31年 4月23日(火)～25日(木) | 第一種受験者 4月23日(火)・24日(水) 4月25日(木) | 第二種受験者 特例第一種受験者 |
|--------|-----|---------------------|---|--------------------|
| | 第2回 | 8月27日(火)～29日(木) | 第一種受験者 8月27日(火)・28日(水) 8月29日(木) | 第二種受験者 特例第一種受験者 |
| | 第3回 | 12月17日(火)～19日(木) | 第一種受験者 12月17日(火)・18日(水) 12月19日(木) | 第二種受験者 特例第一種受験者 |

会場周辺図



2. 講習会場 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)

3. 講習科目 試験に必要な全科目 (労働衛生・関係法令・労働生理)

4. 受講料 〔第一種準備講習〕 会員 10,800円(税込)

非会員 21,600円(税込)

〔第二種準備講習〕 会員 8,640円(税込)

非会員 17,280円(税込)

〔特例第一種準備講習〕 会員 5,400円(税込)

非会員 10,800円(税込)

本案内は、平成31年2月1日現在の元号及び消費税率にて表記しています。

第3回(12月)の受講料は次のとおりです。(消費税率10%)

〔第一種〕 会員11,000円/非会員22,000円

〔第二種〕 会員 8,800円/非会員17,600円

〔特例第一種〕 会員 5,500円/非会員11,000円

5. 申込方法 ①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索

当協会ホームページからお申込ください。

(会員IDをお持ちでない場合は、TEL(086)225-3571へご連絡ください。)

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。

6. その他

受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はできません。

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

| 支部名 | 所在地 | TEL番号 | FAX番号 |
|--------|-------------------------|---------------|---------------|
| 岡山支部 | 〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28 | (086)221-2160 | (086)227-1047 |
| 倉敷支部 | 〒710-0047 倉敷市大島407-1 | (086)422-6230 | (086)426-6521 |
| 玉野支部 | 〒706-0011 玉野市宇野2-16-5 | (0863)21-2349 | (0863)21-3334 |
| 児島支部 | 〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100 | (086)473-1811 | (086)473-1870 |
| 津山支部 | 〒708-0022 津山市山下92-1 | (0868)22-5454 | (0868)25-2260 |
| 笠岡支部 | 〒714-0085 笠岡市四番町5-18 | (0865)63-3718 | (0865)63-3735 |
| 和気支部 | 〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1 | (0869)92-0876 | (0869)92-0899 |
| 新見支部 | 〒718-0011 新見市新見811-1 | (0867)72-0338 | (0867)72-0317 |
| 安全衛生会館 | 〒701-0202 岡山市南区山田2315-4 | (086)282-6532 | (086)282-6506 |

お申込みは確実に予約ができるインターネットのご利用をお勧めします!!

《様式》 平成31年度 (/ : 第 回) 衛生管理者免許試験受験準備講習受講申込書 *3070

| ※受講No. | 種別 | 氏 名 (フリガナ) | | 生 年 月 日 |
|-------------|---------------|------------|-----------|---|
| | 一種・二種 特例一種 | () | 男 女 | S・H 年 月 日 |
| | 一種・二種 特例一種 | () | 男 女 | S・H 年 月 日 |
| 事業所名 | | | | 受講料 (一種) ___名分 ___円 (二種) ___名分 ___円 (合計) ___円 を ___月 ___日に ①下記振込先へ振込 ②窓口を持参 |
| 所在地 | 〒 | — | 市郡 区 | |
| ご担当者 職氏名 | | | | |
| ご連絡先 | TEL () — | | FAX () — | |
| | メール | | | |

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

【テキスト及び問題集の販売について】

| | テキスト (上・下巻セット) | | 問題集 | | | | 受取方法 | 支払方法 |
|----------------|-------------------|---|--------------|---|---------------|---|-----------------------------|-----------------------------------|
| | | | 中 災 防 発 行 | | 労 働 調 査 会 発 行 | | | |
| 第一種 | 4,320円 | 冊 | 2,376円 | 冊 | 2,160円 | 冊 | 送付・支部窓口 (送付の場合、送料一律756円) | ___月 ___日に ①下記振込先へ振込 ②窓口を持参 |
| 第二種 | 2,808円 | 冊 | 1,728円 | 冊 | 1,728円 | 冊 | | |
| 計 | A | 円 | B | 円 | C | 円 | D | |
| ※価格はすべて消費税込です。 | | | 合計 (A+B+C+D) | | | | 円 | |

※最寄りの支部にて販売しておりますので、事前にお買い求めください。問題集は講習中には使用しません。

※10月1日以降に販売する価格は次のとおりです。(送付の場合、送料一律770円)

《第一種用》 ○テキスト4,400円(上・下巻セット) ○問題集2,420円(中災防発行) / 2,200円(労働調査会発行)

《第二種用》 ○テキスト2,860円(上・下巻セット) ○問題集1,760円(中災防発行) / 1,760円(労働調査会発行)

《送付希望の方は、下記へご記入のうえ、お申ください》 ※上記と同じ場合は送付先の記入は不要です。

事業所名または氏名 _____ TEL () _____

所在地または現住所 〒 _____

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

下記日程にて衛生管理者免許試験が岡山で受験できます!

- | | |
|------------------|---|
| 1. 試験日と 試験会場 | 第1回 31年 8月10日(土) 岡山商工会議所(岡山市北区厚生町3-1-15) 第2回 10月14日(月) |
| 2. 試験手数料 | 6,800円(変更になる場合があります。) |
| 3. 受験申請書 受付期間 | 第1回 郵送: 6月10日(月)~6月28日(金) / 窓口: 6月17日(月)~6月28日(金) 第2回 郵送: 8月26日(月)~9月9日(月) / 窓口: 8月29日(木)~9月9日(月) |
| 4. 受付場所 | 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部 ※受付期間以外は受付できません。 |
| 5. 受験資格 | ①学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ②学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ③10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 他 |

◆免許試験については、「平成31年岡山地区出張特別試験案内」または中国四国安全衛生技術センターのホームページ(<http://www.chushi.exam.or.jp/>)をご確認ください。

安全優良職長に厚生労働大臣顕彰状が授与される

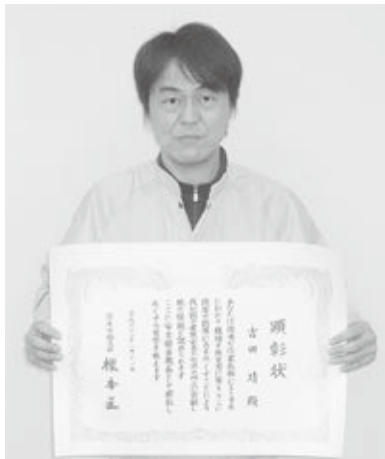
優れた技能と経験を持ち作業の安全を確保して優良な成績を挙げた平成30年度における安全優良職長として、厚生労働大臣から顕彰状が授与されました。

(顕彰式典：平成31年1月11日 厚生労働省講堂)

この制度は、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に平成10年度から実施されています。



宮下 康弘氏
株式会社三井E&Sマシナリー
玉野機械工場



吉田 靖氏
三菱自動車工業株式会社
水島製作所



林 孝信氏
協立土建株式会社



池田 健一氏
JXTGエネルギー株式会社
水島製油所



植本 進氏
株式会社クラレ岡山事業所



中野 益美氏
医療法人和香会
介護老人保健施設和香園



宮田 幸浩氏
旭化成株式会社製造統括本部
水島製造所

優良事業場見学会を開催しました!

マツダ株式会社本社工場・マツダミュージアム

津山支部では、1月25日に安全衛生委員会等による優良事業場見学会を開催しました。

今回は広島県のマツダ株式会社本社工場・マツダミュージアムを訪問しました。

エントランスホールでは魂動デザインで統一された最新車種が展示され、歴史展示では、最初に製造した車両のオート三輪から歴代車種が展示されており、マツダの車づくりの歴史を知ることができました。



マツダミュージアムにて

さらに、マツダが誇るロータリーエンジンの展示と、そのロータリーエンジンを搭載して日本の自動車メーカーで初めてル・マン24時間耐久レースで優勝したレーシングカー「787B」も見ることができました。

見学コースには実際の工場の組み立てラインも含まれており、ひとつのラインで複数の車種を製造する多品種混流生産の現場を見学しました。

午後からは東広島市の西条に移動し、賀茂鶴酒造で酒造り工程の解説や酒造りで使用する道具の見学し、充実した見学会になりました。

お知らせ

再受講料の改定について

平成31年4月1日以降に実施する技能講習・特別教育等から欠席・不合格の取扱いに対する再受講料を改定させていただきます。皆様のご理解をお願いいたします。

(変更前) 3,000円及びそれに係る消費税



(変更後) 受講料の半額及びそれに係る消費税

弁護士法人 太陽綜合法律事務所

(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士

弁護士 近藤 弦之介
 弁護士 藤原 健補
 弁護士 馬場 幸司
 弁護士 谷口 怜子
 弁護士 山本 愛子
 弁護士 山下 綾子
 弁護士 山川 美智子
 弁護士 石川 麻衣
 弁護士 青田 夢太
 弁護士 永野 皓義
 弁護士 鹿岡 辰湧
 弁護士 岡石 弘介
 各員弁護士

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号
 第一セントラルビル2階
 TEL (086) 224-8338 (代)
 FAX (086) 224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 遠藤 俊夫

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号

TEL (086) 252-2111 (代)

ホームページ <http://www.okaken.co.jp>

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5

Tel. (086) 231-1227



高品質企業への進化

株式会社ヤマダ

代表取締役社長 山田 啓吾

〒712-8012

岡山県倉敷市連島1丁目15番10号

TEL 086-440-0606 (代) FAX 086-440-0611



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本 修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1

TEL (0865) 65-0311 (代)

FAX (0865) 65-0460

平成31年度 雇入れ時等安全衛生教育のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。」と定められております。当協会では、この教育のうち、一般的・基本的事項について事業者に代わり実施いたします。ご都合の良い日程でご受講ください。多数のご参加をお待ちしております。

記

1. 日程等

| 日 時 | 場 所 | 教 育 内 容 | 受講料等 (税込) |
|------------------------|---|--|--|
| 4月4日(木) 9:30~16:00 | 和気商工会 (和気郡和気町尺所2) | 「産業安全」及び 「労働衛生」の 一般的・基本的事項 「労働基準法」及び 「労働者災害補償 保険法」の基礎知識 | 会 員 4,320円 非会員 6,480円 ※資料代を含む。 |
| 4月5日(金) 9:30~16:00 | 玉野市総合保健福祉センター (玉野市奥玉1-18-5) 岡山県労働基準協会新見支部 (新見市新見811-1) | | |
| 4月8日(月) 9:30~16:00 | JFEスチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1) | | |
| 4月9日(火) 9:30~16:00 | 津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1) 岡山県労働基準協会笠岡支部 (笠岡市四番町5-18) | | |
| 4月10日(水) 9:30~16:00 | 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4) | | |

2. 申込方法

①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索 

当協会ホームページからお申込ください。

(会員IDをお持ちでない場合は、TEL(086)225-3571へご連絡ください。)

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

3. その他

受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はできません。

講習終了後、事業者宛の受講証明書を発行します。受講者各人への修了証の交付はいたしません。

(様式) 雇入れ時等安全衛生教育 (4月 日 支部) 受講申込書 ※5210

| | | | |
|---------|------------|---------|---|
| ※受講No. | 氏 名 (フリガナ) | | 生 年 月 日 |
| | () | 男・女 | S・H 年 月 日 |
| | () | 男・女 | S・H 年 月 日 |
| 事業所名 | 〒 - 市 郡 区 | | 受講料 ____名分 ____円 を ____月 ____日に ①上記振込先へ振込 ②窓口を持参 (講習当日はご遠慮ください) |
| 所在地 | | | |
| ご担当者職氏名 | | | |
| ご連絡先 | TEL () | FAX () | |

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本教育の的確な実施のためにのみ使用します。



脂質異常症と動脈硬化

皆様こんにちは。二十四節季では雨水を迎えそろそろ春の足音をあちらこちらで聞くようになりました。春が待ち遠しいですね。

今月は脂質異常についてお話をします。脂質異常の診断は表1に示すように四つの各項目について評価します。これらに該当する場合脂質異常と判断されます。職域の健診ではLDL、HDLコレステロール、中性脂肪(TG)について評価を行っています。実は脂質異常は職場の定期健康診断では最も有所見率が高い項目です。これは当センター、岡山県、全国いずれも同様の傾向です。当センターでは年間延べ三万人以上の方に受診いただいています。平成二十七年の有所見率は四割を超えていました。岡山県、全国でも同様の傾向で有所見率はいずれも三割強と報告されています。つまり三人に一人に脂質異常が見られる状況となっています。

脂質異常はほとんどの方で自覚症状がありません。気がつかないうちに静かに動脈硬化が進行し、心筋梗塞、脳梗塞などの血管病を引き起こす事になります。サイレントキラーと言われるゆえんです。グラフ1にはコレステロールの値と心筋梗塞の発症リスクについてのデータを示します。特にこの年代の男性では最大でおよそ五倍のリスクを背負う事になります。

さて動脈硬化は字のごとく動脈が硬くなる状態を意味します。実際は動脈壁の損傷を契機に壁の中にコレステロールをはじめとした様々な物質が蓄積し血管内腔が狭くなり最終的には血液の塊が形成され血液の流れが障害されるといって経過をたどります。動脈硬化の危険因子は脂質異常以外にもたくさんあります(表2参照)。高血圧、糖尿病といった良く知れたものから尿酸値や睡眠時無呼吸症候群も動脈硬化の危険因子として認識されています。脂質異常の方はこのような他の動脈硬化因子についても合わせて評価し対応する事が重要となります。治療目標も他の要因を合わせて評価し心臓の血管リスクに応じて細かく設定する事が推奨されています。

表1 脂質異常症診断基準(空腹時採血)

| | | |
|------------------|---------------|--------------------------|
| LDLコレステロール | 140 mg/dL 以上 | 高LDLコレステロール血症 |
| | 120~139 mg/dL | 境界型高LDLコレステロール血症 |
| HDLコレステロール | 40 mg/dL 未満 | 低HDLコレステロール血症 |
| TG (中性脂肪) | 150 mg/dL 以上 | 高TG血症 |
| non - HDLコレステロール | 170 mg/dL 以上 | 高 Non - HDL コレステロール血症 |
| | 150~169 mg/dL | 境界型高 Non - HDL コレステロール血症 |

nonHDLコレステロール=(総コレステロール)-(HDLコレステロール)
(動脈硬化性疾患予防ガイドライン2017年版より引用)

表2 動脈硬化危険因子

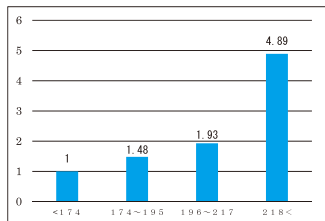
1. 高血圧
2. 血液中の脂質の異常
3. 糖尿病
4. 加齢(男性:45歳以上、女性:閉経後)
5. 喫煙
6. 肥満
7. 運動不足
8. ストレス
9. かたよった食事生活
10. 嗜好品(アルコール)
11. 高尿酸血症
12. 睡眠時無呼吸症候群

表3 動脈硬化性疾患予防のための生活習慣の改善

- ・ 禁煙し、受動喫煙を回避する
- ・ 過食と身体活動不足に注意し、適正な体重を維持する
- ・ 肉の脂身、動物脂、鶏卵、果糖を含む加工食品の大量摂取を控える
- ・ 魚、緑黄色野菜を含めた野菜、海藻、大豆製品、未精製穀類の摂取量を増やす
- ・ 糖質含有量の少ない果物を適度に摂取する
- ・ アルコールの過剰摂取を控える
- ・ 中等度以上の有酸素運動を毎日合計30分以上を目標に実施する

*中等度の運動:軽いジョギング、階段を上る、自転車坂道を上る 等
(動脈硬化性疾患予防ガイドライン2017年版より引用)

グラフ1
40~59歳男性の
冠動脈疾患発症率
相対危険度



血清総コレステロール値 (mg/dL)
(血清総コレステロール値174未満の発症率を1.0とした場合の相対危険度)

Kitamura A, et al. High-density lipoprotein cholesterol and premature coronary heart disease in urban Japanese men. Circulation 1994; 89: 2533-2539.より引用

治療の基本は生活習慣の改善に取り組みことです。生活習慣の改善のポイントを表3に示します。善玉コレステロールであるHDLコレステロールの低い方は有酸素運動を実行してみてください。有酸素運動によりHDLコレステロールが増加する事が報告されています。生活習慣の改善だけでは脂質異常の改善が見られない場合には内服薬を中心とした薬剤による治療が必要となります。いずれにしてもきちんとした管理により動脈硬化の進行を防ぐことが重要です。運動を始めるにも良い季節になります。この時期に今一度、生活習慣の見直しをしてみてもいかがでしょうか。



一般社団法人 岡山県労働基準協会

労働衛生センター 所長

藤田 充啓

